

郵政民営化委員会 ご説明資料

2021年2月4日
一般社団法人 第二地方銀行協会

郵政民営化に対する基本的考え方

当協会は、かねてより、改正郵政民営化法の基本理念を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するために、以下の点が重要と主張。

〈ゆうちょ銀行〉

バランスシートの規模の縮小

公平な競争条件の確保

利用者保護の徹底

金融システムの安定

民間金融システムへの融和

(参考) 改正郵政民営化法第2条(基本理念)

「郵政民営化は・・・・・・地域社会の健全な発展及び市場に与える影響を考慮しつつ・・・・・・同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。」

1. 今次申請に係る姿勢

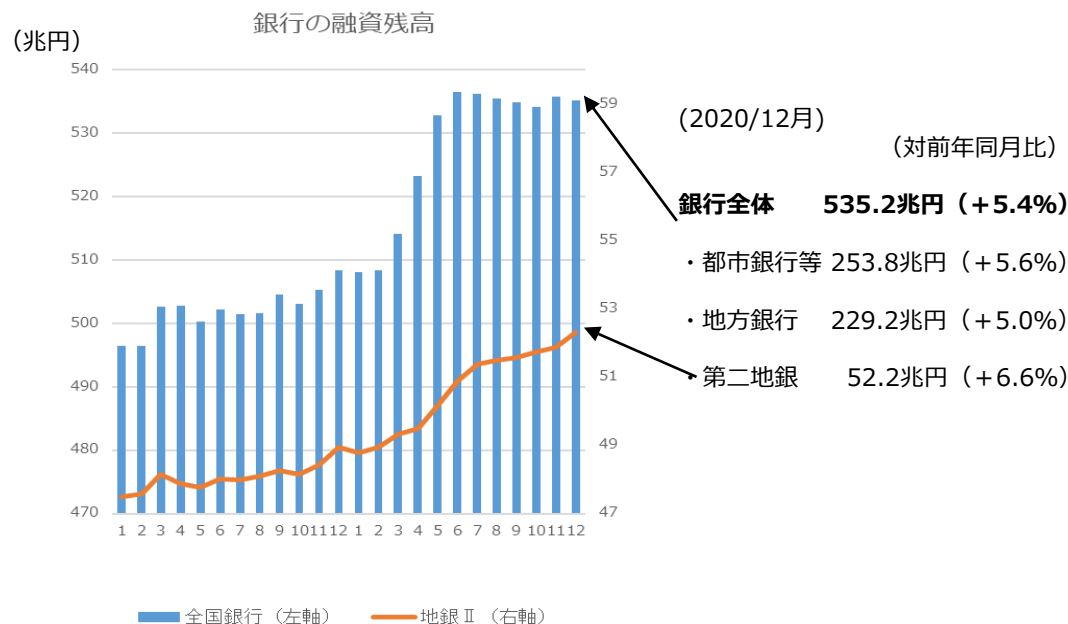
- ①今は、官民挙げての新型コロナ対応時
- ②ガバナンスが不確かな中で、時期尚早ではないか

2. フラット35の直接取扱い

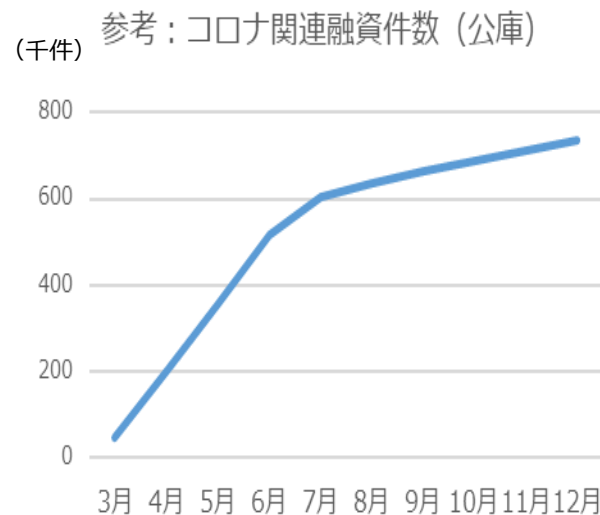
3. 民営化の道筋の明確化

1. 今次申請に係る姿勢(1/2)

- ✓ 平時では、ファンドの共同出資等、ゆうちょ銀行との連携を模索
- ✓ コロナ禍では、官民挙げて、新型コロナに係る事業者支援に奔走。銀行は、地域のために尽力
- ✓ 職員の感染防止の観点から、自身の銀行業務も限定的に運営せざるを得ない危機的状況
- ✓ こうした状況下での新規業務申請は、非常に理解しがたい



(資料) 全銀協「全国銀行預金・貸出金等速報」より
当協会作成



(資料) 日本政策金融公庫公表資料より当協会作成

(注) 令和2年4月、本年1月の緊急事態宣言時にあたっては、政府から「事業者の資金繰り支援、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくよう」要請。銀行業界も、「必要なサービスを可能な限り継続して提供する」旨の申し合わせを実施・公表。

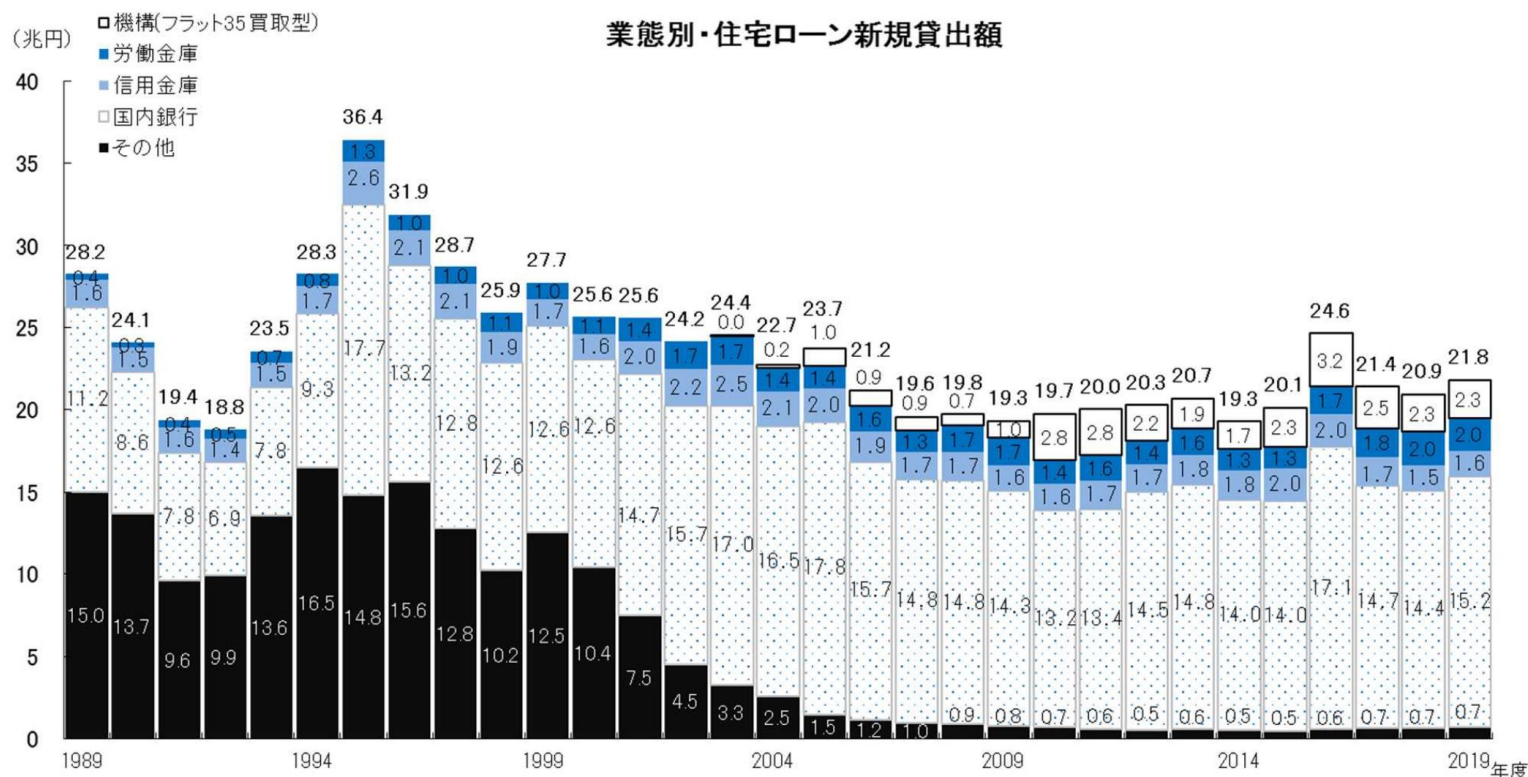
1. 今次申請に係る姿勢(2 / 2)

- ✓ 銀行は、金融商品の適正販売に向けて、広告規制や体制整備に多大な時間・労力・コストを割いてきた
- ✓ 日本郵政グループにおいて、過剰なノルマ・インセンティブのために投資信託と生命保険の不適切販売が相次いだことは、記憶に新しい
- ✓ 相次ぐ不適切販売が発生してから日も浅く、ガバナンスが不確かな中で、新規業務申請をすることは、時期尚早ではないか

時期	概要
2019. 6	かんぽ生命による不適正募集問題が発覚
2019. 9	金融庁によるかんぽ生命への立入検査開始
2019.12	金融庁が、かんぽ生命に3か月の業務停止命令・業務改善命令
2020. 7	郵便局営業担当者が、かんぽ生命保険商品とゆうちょ銀行の投資信託を不適切に販売していたことが発覚
2020.10	郵便局等での営業を自粛していたかんぽ生命保険商品、投資信託等について、業務を開始

2. フラット35の直接取扱い

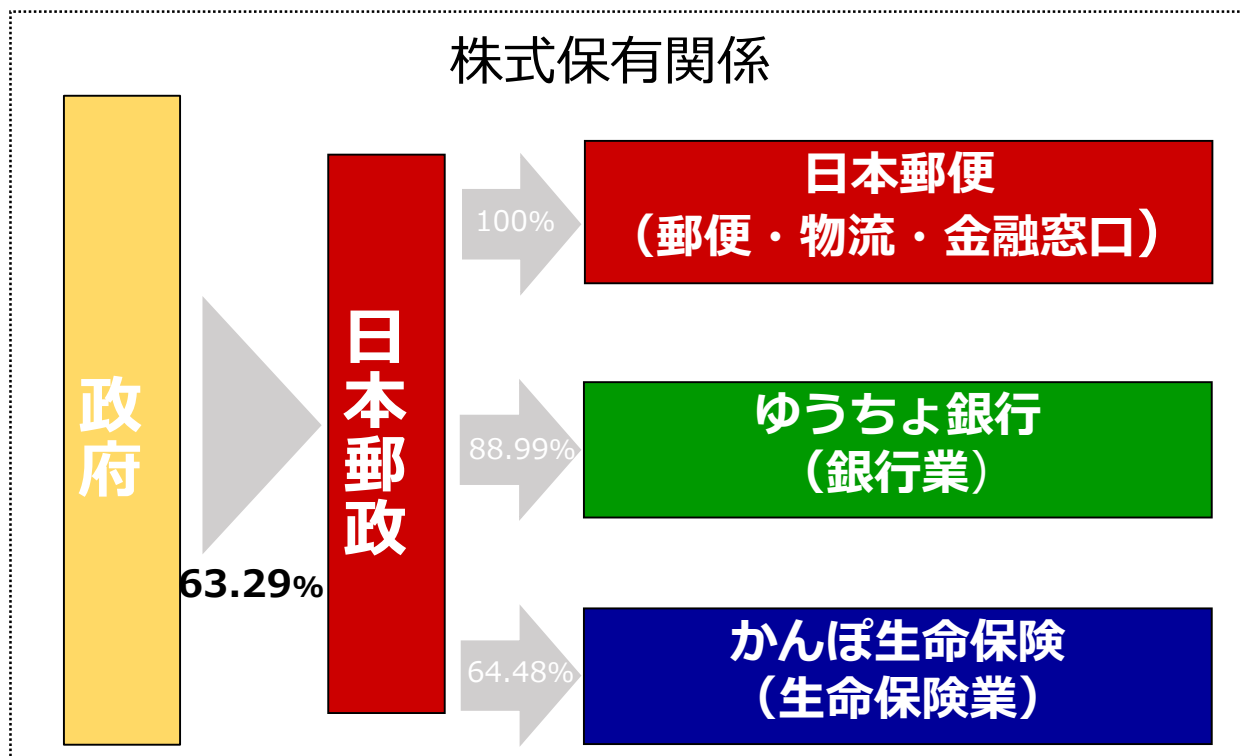
- ✓ 住宅ローン市場は、既に飽和状態。激しい金利競争下であり、採算確保は、ゆうちょ銀行にとっても難しい分野
- ✓ 民間金融機関では、住宅ローン戦略を見直し、フラット35を積極的に活用している銀行も存在
- ✓ 民営化の道筋が見えない中で、巨大なゆうちょ銀行による住宅ローン市場への参入は、理解に苦しむ



出典：住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高に関する調査結果(2020年1-3月期分及び2019年度分)」より抜粋

3. 民営化への道筋の明確化

- ✓ 公平な競争条件が確保されない中では、新規業務は民間金融機関の業務と競合しない分野で検討されるべき性格のもの
- ✓ 新規申請されたフラット35や口座貸越サービスは、民間金融機関が一般に提供する商品と何ら異なることはない
- ✓ 民営化の道筋が見えない中で、このように新規業務を漸進的に追加しようとする動きは、不信感を生む



保有割合は、発行済株式 (自己株式を除く) の 総数に対する 所有株式数の割合

政府保有株の売出

2015年 第一次売出

2017年 第二次売出

?

完全民営化
(公平な競争環境)

「ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見（案）

一般社団法人第二地方銀行協会

1. 基本的考え方と現状

私どもは、予ねてより、改正郵政民営化法の基本理念（「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、ゆうちょ銀行について、①バランスシートの規模の縮小、②公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底、④金融システムの安定、⑤民間金融システムへの融和、が重要であると申し上げてきました。

しかしながら、先般、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式について、できる限り早期に処分すること、および、まずは保有割合を50%程度とする旨の方針が示されましたが、それを実行に移す具体的な計画は未だ示されていません。このように、完全民営化に向けた具体的な道筋が示されていないどころか、全く進展していないにもかかわらず、預入限度額の引上げや新規業務が認められるなど、約束が果たされていない状況にあります。

2. 新規業務の認可申請について

今次の新型コロナウイルス感染症拡大への対応に際し、地域銀行は、資金繰り支援をはじめとした取引先支援に、全力で取り組んでいます。また、コロナ禍の影響は長期間に及ぶことも懸念され、地域銀行の収益性や信用コストへの影響も避けられない状況にあります。こうした中において、ゆうちょ銀行が新規業務を拡大することは、これまでの地域銀行との協調関係を損なうのみならず、地域銀行の営業基盤や収益基盤を侵食することにもなりかねません。

特に、フラット35の直接取扱いについては、多様な住宅資金需要に応える観点から、ラインナップの1つとして積極的に提案している地域銀行も少なくなく、民間金融機関との公平な競争条件が確保されない状態での住宅ローン市場への進出は、到底認められるものではありません。

また、信用保証業務を行う子会社の保有の前提となる「口座貸越による貸付業務等」の開始については、その準備状況及び業務開始後の利用者保護やリス

ク管理の在り方を踏まえ、これまで慎重な判断がされてきたものと承知しております。一方、日本郵政グループにおける預り資産業務における不適切な営業活動等も明らかになっており、グループ全体のガバナンスやコンプライアンス機能の強化等、「口座貸越による貸付業務等」の開始にあたっては、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な態勢整備が必要と考えます。

3. 地域金融機関との連携・協調

ゆうちょ銀行が、ＡＴＭ提携、全銀システムを通じた相互入金、地域活性化ファンドへの共同出資等により民間金融機関との連携・協調を進めてきたことは評価しており、これまでと同様に、地方創生の観点から、更なる連携・協調を行っていただきたいと期待しております。ただし、こうした取組みは、公平な競争条件の確保が大前提であり、民間金融機関との新たな競合・対立を生じかねない措置は厳に慎むべきと考えております。

今次の新型コロナウイルス感染症拡大によって、地方経済の停滞長期化が懸念され、地域の民間金融機関に対しては、従来にも増して、地方創生に向けた取組みが求められております。民間金融機関とゆうちょ銀行がそれぞれの機能やネットワーク等を活用しつつ、各地域において連携・協調を進展させ、地方創生に向けた取組みが加速されることを期待しております。

4. 今後の郵政民営化への期待

郵政民営化委員会および関係当局においては、私どもが申し上げてきた基本的な考え方も踏まえて、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化に向けた深度ある審議・検討が、引き続き行われることを強く希望いたします。

以 上